

2020年5月22日

教職員の皆様へ

学長 北尾 悟

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除に伴う
本学の対応について

政府の緊急事態宣言の区域解除、及び大阪府の緊急事態措置の原則解除が5月21日に発表されました。しかしながら、解除されたことで新型コロナウイルスの感染が完全に終息したわけではありません。4月30日に通知したように、私たちがまず考えねばならないことは、学生をはじめ教職員皆さんの健康と命を守ること、私たち自らが移動することによる感染拡大を防ぐこと、そして一刻も早く平常の生活を取り戻すということに変わりはありません。平常の生活を取り戻すことにつながる「新しい生活様式」を徹底する中、学生の皆さんの学修機会の充実を図るべく十分な教育効果の向上に今後も努めてまいります。

現在、春期授業期間（5月11日より8月8日まで）におけるすべての授業科目を原則遠隔（オンライン）授業にて実施しています。この原則は今後も継続いたします。ただ、どうしても学内の施設設備を利用して行う必要性のある科目を中心に、授業運営方針等を現在検討中です。見直す場合には、2週間前までに通知します。

来週中（5月30日）までに新たな方針をお知らせする予定です。

今後、大学から発信する新しい情報につきましては、随時、ホームページ、文書等にてお知らせしますので、適宜、ご確認ください。